

電波法の一部を改正する法律の概要

一般社団法人全国船舶無線協会

平成 26 年 4 月 16 日付で電波法の一部を改正する法律（平成 26 年法律 26 号）が成立し、同年 4 月 23 日付で公布されました。一部の規定を除き、公布の日から起算して 9 月を超えない範囲内において政令で定める日（平成 26 年 9 月 1 日）に施行されます（平成 26 年 8 月 8 日 政令第 275 号）。

1. 電波利用料の料額の見直し（平成 26 年～28 年度の 3 年間の料額）

- (1) 携帯電話、移動受信地上基幹放送に、新たに軽減係数を適用し、関係事業者の負担の軽減を図った。
- (2) スマートメーターや M2M (Machine-to-Machine) 等の新たな無線システムに係る電波利用料については上限を設定し、一定数以上、端末数が増加しても追加負担を求めないこととした。
- (3) 同報系デジタル防災行政無線、ホワイトスペースを活用するエリア放送の電波利用料については、より低廉な料額とした。
- (4) 主な無線局（海上関係）の改正後の電波利用料

今回の改正で、船舶局、特定船舶局、無線航行移動局及び遭難自動通報局の電波利用料は統一され、600 円となった。

局 種	条 件			電波利用料 (円)		
	3GHz 以下の無線設備	3GHz レーダー	9GHz レーダー SART	改正後	現 行	差 額
船舶局 (MS) 特定船舶局 (MSS)	○			600	500	100
	○	○			800	▼200
	○		○		500	100
	○	○	○		800	▼200
無線航行移動局 (RO)		○		600	500	100
			○		500	100
		○	○		500	100
	EPIRB	○			800	▼200
	EPIRB		○		500	100
	EPIRB	○	○		800	▼200
遭難自動通報局 (DS)	EPIRB			600	500	100
	EPIRB		SART			
			SAET			

局 種	条 件			電波利用料 (円)		
	使用周波数の範囲	使用周波数帯幅	空中線電力	改正後	現 行	差 額
海岸局 (FC)	3GHz 以下	6MHz 以下	0.01W 以下	8,700	7,300	1,400
基地局 (FB)			0.01W 超える	10,600	8,900	1,700
携帯基地局 (FP)						

陸上移動局 (ML) 携帯局 (MP) パーソナル無線局 簡易無線局(包括登録局を除く。)	3GHz 以下	6MHz 以下		600	500	100
簡易無線局(包括登録局に限る。)				540	450	90
固定局 (FX) (60MHz 帯同報無線)	3GHz 以下			1,100	31,800	▼30,700
固定局 (FX)	6GHz 以下	3MHz 以下		38,100	31,800	6,300
	6GHz 超える			21,000	17,500	3,500
実験等無線局 アマチュア無線局				300	300	0

2. 電波利用料の用途の追加

ラジオ放送の難聴解消のため、小電力のFM中継局整備に対する支援を用途に追加した。

3. 電波利用料関係の改正

- (1) 広域専用電波（携帯電話、移動受信用地上基幹放送等）に係る電波利用料の分割納付を可能にした。
- (2) 災害時等において、人命救助や災害救護等を目的として、臨時に開設する無線局（総務大臣が認める衛星携帯電話、簡易無線システム等）について、電波利用料及び免許申請等に係る手数料を免除することとした。

4. その他の改正事項

- (1) 技術基準適合証明等の表示方法に係る規定を整備し、無線モジュールを組み込んだ製品の外から技術基準適合の状況を利用者が確認できるようにした。
- (2) 第三者による携帯電話端末の修理に係る規定を整備し、修理を行った者の明確化を図った。
- (3) 無線局情報の公表範囲を拡大し、包括免許等の対象とされた携帯電話等の基地局の設置場所に関する情報についてもインターネット等による公表の対象とすることを可能とした。
- (4) 登録検査等事業者における検査を行う者（判定員）の資格要件の見直しを行った。

改正後		現 行	
第一級陸上無線技術士 大学卒（無線科目履修）	試験調整等:3年以上 又は点検員:1年以上	第一級陸上無線技術士 大学卒（無線科目履修）	試験調整等:3年以上
第一級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級陸上無線技術士 短大卒（無線科目履修） 高専卒（無線科目履修）	試験調整等:5年以上 又は点検員:2年以上	第一級総合無線通信士 第一級海上無線通信士 第二級陸上無線技術士 短大卒（無線科目履修） 高専卒（無線科目履修）	試験調整等:5年以上
第二級総合無線通信士 第二級海上無線通信士 第一級陸上特殊無線技士	試験調整等:7年以上 又は点検員:3年以上		

第一級陸上特殊無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の判定に限って行うことができる。